



様式第4号（第6条関係）

平成30年7月20日

富士見市議会議長 尾崎 孝好 様

会派名 草の根
代表 今成 優太

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

1 期 間 平成30年7月7日

2 参加者名 加賀 奈々恵

3 場所（行政視察地・研修場所）

東京都新宿区戸山1-24-1 早稲田大学戸山キャンパス

4 調査・研修概要

普通教育機会確保法 実現したものと今後の課題

【実践現場からの報告】

以下の4名が登壇した。

- ・前北 海氏
(フリースクールネモ、千葉県FS等ネットワーク)
- ・辻 正矩氏
(箕面子ども森学園)
- ・佐藤雅史氏
(横浜シャタイナー学園、日本シャタイナー学校)
- ・矢嶋康平氏
(ホームシェーレ)

○法律成立後の変化・成果

法律成立後の変化として、千葉県議会、神奈川県議会で教育機会確保法の議員連盟ができたことが大きい。これによって、県内のフリースクールの連携がより活発になり、また千葉県では多様な学び保障条例制定に向けて動きだしている。

さらに基礎自治体だと栃木県高根沢町では、従来からある学校復帰を目的としない「ひよこの家」をさらに応援するための「多様な学び保障条例」が12月議会に首長から提出予定である。

○課題① 法律の周知、理解に関する課題

まだまだ、実際の学校現場では法律が周知されていないことが課題である。各自治体の議員が一般質問で取り上げたり、保護者が要望書を出すなどして、変化が見られる自治体もあるが、一握りであり、これからが課題である。

○課題② 法律・制度に関する課題、変えていきたい事

文科省が発行している手引きのなかには、まだ「不登校は問題行動」であるなど現状の法律にそぐわない内容が多い。今度、議員連盟に要望書として提出したい。

また、国の法律だけではなかなか地方になじみがないことが現状で、高根沢町のように条例化していくべきではないか。

5 感想及びまとめ

普通教育機会確保法が制定されて2年。それぞれの自治体で動きがあることが分かった。特に県レベルでは議員連盟ができ、条例制定に向けた動きがあるなど進んでいる。

しかし、地域差もあり、自治体レベルではこれらの周知が課題であり、さらに、法律の見直しでフリースクールの位置づけをもっとしっかり図る必要があると考える。

*行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は、会派にて保管